

日本赤十字社三田市地区災害見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に発生した災害による被災者に対し、応急対策として日本赤十字社三田市地区から災害見舞金を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、豪雪、地震その他異常な自然災害又は火災により被害が生ずることをいう。
- (2) 被災者 災害により被害を受けた家屋に現に居住する世帯の世帯主又はこれに準ずる者、市内に居住する者で災害により10日以上入院を要する重傷を負った者をいう。

(被害程度の認定)

第3条 被害の程度は、被害状況を調査、確認のうえ認定するものとする。ただし、火災程度の認定については、消防本部から報告の被災程度を重視するものとする。

(見舞金の支給)

第4条 地区長は、被災者に対し、被害の程度に応じて、予算の範囲内において別表に定めるところにより見舞金を支給する。

(見舞の時期)

第5条 見舞金は、速やかに被災者又は支給しなければならない。

(摘要除外)

第6条 地区長は、第4条の規定に該当する場合であっても、被災者の故意によるものと地区長が認めたときは、見舞金は支給しないことがある。

2 この要綱は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた災害については適用しない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の支給について必要な事項は、地区長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する

付 則

この要綱は、平成22年1月10日から施行する

別表（第4条関係）

被害程度	見舞金の額
全 壊 全 焼 全流失	1世帯につき 20,000円
半 壊 半 焼 半流失	1世帯につき 10,000円
床上浸水	1世帯につき 5,000円
重 傷 者	1人につき 10,000円

備考

- 1 世帯とは、生計を同じくする実際上の生活単位をいう。
- 2 全壊、全焼及び全流失とは、住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- 3 半壊、半焼及び半流失とは、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合20%以上50%未満のものとする。
- 4 破壊消防による全壊及び半壊は、この表の全壊及び半壊として取り扱う。